

それだけの社会性を考慮しておかねばならないが、はずかしさを知らぬ白痴の女の子たちに、たったこれだけでも、自発的にできることを期待するのは、とてもむずかしいことなのである。

精神薄弱の男女にとって、思春期に達した時に、何か没頭できる仕事があるということは、何よりも幸福である。どんな仕事でもよい。その仕事に打ちこんでいけるということ、その仕事で自分が社会的に認められていると感じることができるということ、その自信と誇りが、彼らを健全なおとなに育てていく。性の教育は、はやくからの生活指導と職業指導の一貫したいとなみのなかで、特異なこととしてではなく、極めてあたりまえのこととしてとりあげられねばならない。

(近江学園園長)

<注>

- 1) 「手をつなぐ親たち」第4号及第5・6合併号
(昭和31年)
- 2) 「精神薄弱児講座」第4巻110頁
- 3) Leo Kanner "CHILD PSYCHIATRY" (3rd Edition) — Problems of Sexual Behavior — p578
- 4) 石原繁野「女子の生理の指導について」—「手をつなぐ親たち」第75号(昭和37年)
- 5) Leo Kanner 前掲581頁
- 6) 糸賀一雄著「精薄児の実態と課題」
- 7) Leo Kanner 前掲587頁
- 8) Leo Kanner 前掲587頁
- 9) イタール著、古武禰生訳「アヴェロンの野生児」牧書店(昭和36年6版)
- 10) 石原繁野 前掲

第1巻・編集責任者三木安正東京大学教授
東京都練馬区大泉学園町2
昭和40年11月10日初版発行

(受稿 2020年3月31日)

【源流解説】

糸賀一雄

「性教育」

木全和巳
(日本福祉大学)

連絡先 E-mail : kimata@n-fukushi.ac.jp

1. 解説に際して

今回、編集委員会の依頼を受け、改めて糸賀の「性教育」論考をていねいに読み深めてみたいと考えた動機には、次の二つの出来事がきっかけとなっている。

縁あって2018年から、「優生手術被害者とともに歩むあいちの会」(<https://www.facebook.com/tomoniayumu.aichi/>) の共同代表をしている。この会は、旧優生保護法のもとで、強制不妊手術を受けさせられた人たちの人間としての権利の回復を支援する会である。こうしたこともあるって、現在の実践的な支援だけではなく、歴史的な経過や優生思想そのものについて、改めて見つめ直し、考える機会を突きつけられることになった。わたしが「あいちの会」に参加をした理由は、機能しょうがいのある人たちのセクシュアリティの学び合いと支援にずっと関わってきたからである。本人たちの「セクシュアル・ライツ」を侵害するこの問題は、ゆるがせにできないと考えてきた。現在も、機能しょうがいのある当事者たちの性と生の権利を肯定できないでいて支援をしようしないことと、過去に国家が行ったこうした人権侵害の行為に対してきちんと批判できることとは、表裏一体の問題であり、密接につながっていると考えている。機能しょうがいのある人たちを生身の性的な人間であることを「承認」しようとしていない人たちが多数であり、こう

した人たちがわたしたちの社会を構成しているからであり、権力者たちは己の利益のためにこれを維持しようとしているからである。

能力主義、生産性第一主義、性へのタブー、蔑視、優越感、迷惑視、ヘイトなど、当たり前に機能しうがいのある人たちの「人間としての基本的な権利」を「承認」しない多数の個々の人たちとこうした個々人が構成する社会、こうした人びとの意識を形成する権力とこうした権力に対抗しうるだけの社会的な運動を創造しえない対抗勢力の脆弱さ、ここには「内なる優生思想」の未克服の問題も含め、解決すべき数多くの課題がある。こうした課題が山積する中で、糸賀が性と生についてどのように向き合おうとしたのかを探究することは、とても意味のある研究であると考えている。

もう一つは、「「障害者福祉の父」施設で強制不妊関与か——10代少女の手術申請」という『京都新聞』（2019年3月2日）の記事とその後開催された発達保障研究集会での学習がある。この記事には、「発見された申請書や健康診断書などによると、申請者は学園の男性園医、52年1月27日に少女を「遺伝性精神薄弱（白痴）」（知的障害の当時の呼称）と診断し、本人や保護者の同意が要らない同法4条による手術の適否を県優生保護審査会に申請していた。手術場所として県内の特定の病院を指定して希望し、少女の戸籍謄本を審査会に提出した」という記述があった。／学園によると当時、少女は約2年前に退園して県内の民間障害者施設に入所していた。家庭内や学園、施設の生活状況、遺伝関係を記した身上調査書には、同月11日付で「相違ないことを証明します」とする施設長の署名があった」とある。医師は、岡崎英彦、施設長は、糸賀一雄である。そして、この記事と取材を受けて、2019年6月29日に、人間発達研究所が第34回の研究集会で、

この事例を取り上げ、参加者と学び合った。この研究集会の報告を嶋村伸子（2020）が書いている。

わたし自身が、優生手術の問題が社会的な注目を集めることで、人間発達研究所により開催された研究集会に参加することで、10年ぶりにこの糸賀の「性教育」論に出会いなおした。帰りの新幹線の中で、改めて読み返すなかで、わたしの中で、この論考のもつ価値が浮かび上がったのである。そこには、ここ10年以上にわたって、わたしの中で熟成された、いくつかの現場での実践研究の深まりがあった。この深まりが、糸賀のこの論考の価値に気づかせてくれたのではないかと思う。その一つが、たとえば、近江学園の職員たちも時々参加していた豊里学園での実践と研究も12年目を迎えることとなった実践研究会がある（吉田良恵2019、小幡将太2019）。広い意味で、糸賀の志を継ぐ職員さんたちとの実践と研究である。糸賀もそうであったが、「不断の研究」を掲げ、実践的な研究を大切にしていた。

紙幅の関係でとても全面的に展開できる余裕はないが、この「性教育」論考を評価するにあたり、少なくとも、次の四つの視点は押さえる必要があると考えている。理由も含めて、ていねいに記述できないが、項目だけあげておく。

①これまでの糸賀研究の中に糸賀の「性教育」論考をどのように位置づけるのかという視点、②日本の戦後の知的しうがい児者の「性教育」論の中に糸賀の「性教育」論考をどのように位置づけるのかという視点、③近江学園の「生活指導」「実践」の中で、糸賀の「性教育」論考をどのように位置づけるのかという視点、そして、④戦後の社会福祉実践の中に自慰、月经、結婚支援をはじめとする生活支援における糸賀たちの性と生への実践と実践の理論をどのように位置づけるのかという視点である。総じ

て、人権と発達と生活を保障する「教育福祉」の視点、つまりは、幼児期、児童期、思春期、青年期、成人期を一貫した「性と生」の学習・支援の視点から、位置づけをすることが必要であろう。

2. 基本的な書誌情報

糸賀一雄（1914～1968）が書いたこの「性教育」論考は、「全日本特殊教育連盟編」として1965年から1967年まで日本文化科学社から全8巻の講座として出版された『精神薄弱教育実践講座』の第1巻の第7章（VII 性教育）に収録されている。出版年は、1965（昭和40）年11月10日。編集委員会の代表が三木安正である。そして、この第1巻の編集責任者も、三木安正である。この講座、全8巻の巻構成と編者、第1巻の章構成と執筆者は、表1、表2の通りである。下線は筆者による。

『糸賀一雄著作集Ⅲ』の「年譜・著作目録」には、1965年11月10日のところに「性教育 三木安正編『精神薄弱教育実践講座－性格と生活の指導』日本文化科学社 169-184」とある。糸賀51歳の時の論考である。約16,000字、400字詰め原稿用紙40枚ほどの小論である。ちなみに、正確には、「三木安正編」ではなく「全日本特殊教育連盟編」である。この第1巻の編集責任者は三木であるので表記として間違いではない。糸賀の日記や近江学園の日報などについては確認できないので、この原稿については、いつ依頼があり、いつから書き始めたかについては、調べられていない。当時の出版の慣行として、遅くとも1964年には依頼があり、その後、執筆を始めたことは推測できる。『糸賀一雄著作集ⅠⅡⅢ』（日本放送出版会）には収録されていない。関連して、この『精神薄弱教育実践講座1』には、田村一二（1909～1995）も、「IX 問題行動の指導」を

表1：『精神薄弱教育実践講座』全8巻の巻構成と編者

第1巻 性格と生活の指導（1965）		三木安正
第2巻	学習指導①（1966）	山口 薫
第3巻	学習指導②（1966）	山口 薫
第4巻	進路指導・職業指導（1966）	杉田 裕
第5巻	学校行事等と特別教育活動（1966）	小宮山倭
第6巻	学校・学級経営（1967）	小杉長平
第7巻	養護学校の学習指導（1967）	松原隆三
第8巻	特殊学級と家庭・社会（1966）	辻村泰男

表2：『第1巻 性格と生活の指導』の章構成と執筆者

I	生活教育論	三木安正
II	集団生活・対人関係の指導	三木安正
III	長期休暇の指導①	杉本三郎
IV	長期休暇の指導②	英若菜
V	安全教育	富沢祥光
VI	道徳指導 小学校 尾藤 操 宮脇 修 堀井恕直	
VI	道徳指導 中学校	西脇佑五郎
VII	性教育	糸賀一雄
VIII	性格の指導 小学校	大島エキ
VIII	性格の指導 中学校	山本宇一郎
IX	問題行動の指導	田村一二
X	施設・寄宿舎における生活指導 施設 中村健二	
XI	施設・寄宿舎における生活指導 寄宿舎 佐々木映正	

執筆している。そして、最初の節が、「性」である。田村のこの論考についても別途、検討の予定でいる。

3. 「性教育」論考に関する主要な先行研究の検討

糸賀の「性教育」論考を検討するにあたり、最低限必要な範囲に限定して、主要な先行研究の検討を簡単に行う。

（1）蜂谷俊隆（2015）の研究

最近の研究では、蜂谷俊隆（2015）による『糸賀一雄の研究』がある。第七章 精神薄弱

児育成会の結成と優生思想 1952—1960年頃を中心に／第一節 「精神薄弱児育成会」の結成と糸賀の参画／第二節 育成会結成の意味と社会的効用論からの転換／第三節 育成会の初期の運動方針と優生思想／第四節 『手をつなぐ親たち』誌上における知的障害者の性と結婚問題についての議論では、障害者に対する社会的な理解や社会保障を求めた運動に関与し始めており、特にこの時期の運動を主導していた「精神薄弱児育成会」との関係に焦点をあてている。そして、「精神薄弱児育成会」の設立への糸賀の関与を明らかにし、糸賀の主張と育成会に参集した関係者の間には優生思想の考え方等、乖離があったこと、それにも関わらず糸賀が運動に関わり続けていたことの意味について考察している。

蜂谷は、「糸賀の知的障害者観を検討する上で、優生思想との関連は重要な課題であるが、糸賀は優生思想について直接的にはほとんどふれていない。しかし、わずかではあるが、『手をつなぐ親たち』に糸賀の思想をうかがえる記事がある」(p.167)と書いている。しかしながら、「性教育」論考では、2ページにわたりかなり詳細に「優生手術」についての検討を行っている。「性教育」論考は、蜂谷の時代区分からは少し後の論考にはなるが、蜂谷はこの論考を取り上げていない。蜂谷が取り上げているのはこの座談会と糸賀の発言である。また、「第八章 『福祉の思想』の形成段階としての昭和30年代前半の思想展開—『エロスとアガペ』論、『内的適応』論、『生産教育』をめぐって」では、1955年以降の思想展開について、恩師の木村素衛の「教育愛」と「エロスとアガペ」論の受容と糸賀自身の「エロスとアガペ」論について考察をしている。直接、この「性教育」論には、言及していない。本書の参考文献においても、糸賀の「性教育」は記載されていな

い。

(2) 大井清吉・河東田博（1976）の研究

大井清吉・河東田博（1976）は、「精神薄弱児の性教育に関する一考察」という学会発表において、1976年までの性と結婚に関する文献98点について、「A 性と結婚に関する単行本」、「B 単行本の一部」、「C 雑誌 1座談会 2事例指導」、「D 1研究, 2調査報告」に分類している。また、時期区分として、(1) 1955年～1964年を「問題提起の時期」、(2) 1965年～1968年を「結婚の事例研究の時期」、(3) 1969年以降を「性教育の体系化志向の時期」と名付けている。

見開き2ページの『日本特殊教育学会第14回大会発表論文集』であり、1965年の欄には、Bは2とあり、糸賀と田村の論考の可能性はあるが、文献一覧がないために、確認できない。大井らは、この時期(2) 1965年～1968年を「結婚の事例研究の時期」と命名している。そして、「この時期にはあまり多くの文献は見当たらず、性教育志向への準備期間としてとらえられよう」(p.247)と評価している。糸賀の論考は、この命名と評価を超える内容になっており、もしも糸賀の論考をカウントしていたとしても、十分に検討、評価できていなかったことがうかがわれる。

(1) 1955年～1964年「問題提起の時期」のところで、「昭和30年、糸賀一雄により、『精神薄弱児の収容施設』で教育をうけ、年頃になったひとり娘が、社会に出て行って、無理やりたどらされた悲しい運命」の事例が近江学園年報第7号に報告され、これは翌年、『手をつなぐ親たち』第3号に転載された。これをもとに第4号では、座談会『精神薄弱児の性の問題』が開かれた。精神薄弱児の性の問題を生活ごと丸がかえにして悩んでいる施設と親の姿がうきぼりにされているわけだが、これは同時

に、精神薄弱であることによって生じる社会的な問題行動、それを助長さえするかのような精神薄弱児をめぐる社会の問題までに言及されている。そして、精神薄弱児の性の問題は、優生手術と性的被害、性的非行、生理等と関連して論じられており、優生手術の不用意な実施への疑問と深刻な親の悩みが如実にあらわれている」（同）と書いている。

（3）児嶋芳郎（1995, 2006, 2012）の研究

児嶋芳郎（1995）は、1958年から1994年までに発表された障害児（者）の性に関する雑誌発表187点を分析、①障害児（者）の性が否定されていた時期（～1969年頃）、②障害児（者）の性が肯定されはじめた時期（1970年頃～1977年頃）、③性教育の停滞の時期（1978年頃～1983年頃）、④障害児（者）に対する性の指導・性教育志向の時期（1984年頃～1989年頃）、⑤性教育実践報告の時期（1990年頃～）と時期区分している。雑誌論文の分析であり、糸賀の「性教育」論は、分析対象になっていない。後に分析するように、糸賀の「性教育」論は、「障害児（者）の性を否定」しておらず、この点でも、注目に値する。

児嶋芳郎（2006）では、「日本の障害児に対する性教育の歴史」の中で、①性の「否定」をふりはらいつつ、実践が萌芽していく（～1978年）、②障害児への性教育の志向（1979年～1988年）、③高等部までを意識した系統的性教育をめざして（1989年～2002年）、④教育実践を管理・統制する動き（2003年～）という時期区分を採用している。①は、1968年の全日本特殊教育連盟の第6回全国大会の報告から始まっている。糸賀の「性教育」論考には触れていない。

さらに、児嶋芳郎（2012）では、『知的障害児の性教育の在り方に関する実証的研究』（東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科埼玉大

学博士論文）の「第一章 日本における知的障害児の性教育の動向」の中で、障害児の性、結婚および性教育に関する雑誌報告や学会発表、学術論文に対する文献検討によって、障害児の性、結婚および性教育がどのような変遷をたどってきたのかを明らかにしている。結果は、学会発表については、「日本特殊教育学会での発表（口頭・ポスター発表）は、1976年の大井・河東田による「精神薄弱児の性教育に関する一考察（1）一性と結婚に関する文献について」が最初であり、2010年の第48回大会までに53件であった」とある。ここにも、糸賀の「性教育」論考に言及した研究は見当たらなかった。

児嶋の博士論文の文献欄にも、糸賀の「性教育」論考の検討はなく、これらの論文の中にも、糸賀の「性教育」論考に言及したものは、見つけられなかった。ということで、これまで糸賀一雄の「性教育」論考そのものについては、先行研究において、誰も触れておらずかつ詳細な検討がなされないまま現在に至っていることが、確認できる。糸賀の「性教育」論考には、誰も注目してこなかった。この点からも「源流」として糸賀の「性教育」論考を取り上げる価値はある。

4. 糸賀の「性教育」論考の全体構成とその特徴

「性教育」論考の節立ては、表3の通りである。

はじめに簡単にこの論考の全体構成とその特徴について指摘する。そして、優生思想、結婚、月経、自慰など、個別のテーマについて、糸賀の叙述を手がかりにして、論考の「源流」としての価値づけをしておきたい。

糸賀は、この論考の冒頭で、（一）春枝の事例は、当初『近江学園年報』（第7号、1955）に発表され、翌1956年に『手をつなぐ親た

表3：「性教育」論考の節立

一 堕ちゆくもの
(一) 春枝の事例
(二) 八重子の事件
(三) 妊娠中絶－真佐子の事例
(四) 子どもが欲しい－梅子の事例
二 精神薄弱と結婚
三 性的な問題行動
四 生活指導における性

ち』（第3号、1956）に転載され、この記事がきっかけで、「精薄児と性の問題」というテーマで座談会（『手をつなぐ親たち』（第4号、第5・6号合併号に掲載）が開催されたと、経過を記した後で、以下のように書いている。

「この記事を中心にして、官界や医学界などこの道の権威をあつめ、それに年頃の精神薄弱児をもった三人の母親にも加わってもらって「精薄児と性の問題」というテーマで座談会が開かれた^(注1)。この座談会を主催したのは、当時の社団法人全国精神薄弱児育成会で、その常任理事であった仲野好雄氏はそのなかで、「年頃の精薄の子どもをもった親にとりましては、この子の働く場がどうなるかということと共に、性の問題をいかに指導し善処すべきかということが最大の悩みとなっているのであります」とのべている。このことはおおよそ中学校程度になれば、すべての教育機関も真剣な問題であって、「職業指導を表街道とすれば、精薄児の思春期をどう指導するかという問題は、裏街道といえる」^(注2)とまで指摘されたことと同じ意味をはらんでいる。親も教師も性の問題にはあたまを悩ますことになる」（p.170）。

糸賀の「性」に対する考えが反映されている。「職業指導」を「表街道」、「思春期の指導」を「裏街道」と把握していることに対して、否定をしていない。「性」は「裏」なのである。そもそも「職業指導」と対比させて「裏

街道」という表現は、いかにも当時の「性」と「性教育」を評価する表現として興味深い。「駅裏」「裏日本」「裏道」など現在では、「偏見」を助長するとして使われない表現である。どちらも「表街道」のはずである。セクシュアリティを卑猥なもの、隠すものという発想であろう。糸賀もこうした意識をもちつつ、この一文を引用している。

続けて、「理屈をいえば、もともと性は思春期になってはじめて現れてくるものではない。「性は人間のもっているあらゆる機能と同じように、うまれたときから発達してきているのである」^(注3)。したがって性教育は、思春期になってからはじめてとりあげるのではすでにおそすぎるわけで、その発達とともに、つまり生まれたときからの正しい生活指導という形でとりあげられていなければならないといえる。煎じつめればけっきょくはそこに落ちつくであろうが、そういうてみたところで、現実の悩みに答えるには迂遠である。

現実にはわたしたちは、さまざまな性の問題に直面して悩んでいるのである。その悩みというのは、本質的には、その子が精神薄弱であろうとなかろうと、おなじである。年頃となり、性にめざめて、いろいろと問題行動をおこすこともあり、それを助長しているような現代の社会環境もある。しかし精神薄弱であることによつて生じる社会的な行動がないわけではないし、また精神薄弱児をめぐる問題の社会がないわけではない」（p.170）と書いている。糸賀の「性教育」論考の「包括的な押さえ」である。以下の四つの点が確認できる。

第一は、「性はうまれたときから発達してきている」という認識である。これは、レオ・カナー（Leo Kanner）の「CHILD PSYCHIATRY」（3rd）に依拠している。以下も、カナーのこの文献に依拠しつつ論を進めている。日本

語訳は、黒丸正四郎、牧田清志により『児童精神医学』として、1964年1月に医学書院から出版されている。この訳に使用されたのは、原著第3版である。したがって、糸賀は、「性教育」論を執筆の際に、原著のみならず、この訳書も、所持していた可能性がある。糸賀の蔵書の確認はしていない。1965年当時、日本の中で、参考になる文献はなかった。カナーの著作との関連については、これも別途検討が必要であろう。

第二は、「生まれたときからの正しい生活指導という形」とあるように、「生活指導」の中に「性教育」を位置づけている視点である。関連して、「正しい」という形容詞は、この時代の共同研究者でもあった田中昌人にもよく出てくる。糸賀の「生活指導」論や「生活指導」観については、別途検討が必要であろう。

第三は、「悩みというのは、本質的には、その子が精神薄弱であろうとなかろうと、おなじ」であるという思春期の子どもたちの共通性を最初に確認をしたという認識である。現在でも、「知的しようがい」「発達しようがい」の「ディスオーダー」としての特性を「前面」に出す議論がみられるが、糸賀の共通性を最初に確認する認識は重要である。

最後に、第四として、「社会環境」の問題を押さえた上で、「精神薄弱」の特性と「精神薄弱児」が生活する社会環境との相互作用の中での「性」の問題を把握しようとする視点が見られることである。この視点は、現在のICFの「しようがい」認識とも重なっており、こうしたところにも、糸賀思想の先駆性を感じられる。

先に全体を通してのこの論考の特徴点を示しておく。一つ目の特徴として、糸賀のこの「性教育」論考にみられる叙述の方法である「事例に語らせる方法」があげられる。糸賀は、この

論考の分量15ページのうち、四つの事例の紹介に7ページを割いている。このように糸賀は、「事例によって語らせる方法」を意識的に採用している。前半は事例編、後半は理論編と実践家らしい論究の方法論である。これらの事例は、1960年代の取り組みではなく、1950年代の事例が取り上げられている。高度経済成長以前の事例である。

二つ目の特徴としては、一連の実践を「教育実践」として位置づけている立ち位置である。糸賀は「教育実践の現場」(p.171)と書いている。「社会福祉実践」「児童福祉実践」ではなく「教育実践」と自らの実践を規定する。そして、この規定の中で近江学園での「性教育」を位置づけている。糸賀の実践対象領域の認識は、「社会福祉実践」「児童福祉実践」というよりも「教育実践」である。より正確には「生活教育実践」である。

三つ目の特徴は、二つ目の特徴と関連するが、「性教育」を「生活指導」の一貫として位置づけている。「家庭や学校や施設で、正しい生活指導がなされるのは、すでに性教育がとりあげられていることにはかならない」(p.182)。「人生でいちばん深刻な性の問題を正しく処理し、幸福な人生をきずかさせるための基本的な生活習慣の確立や判断力の養成は、どんなにやってもやり過ぎるということはあるまいと思う」(p.177)。

四つ目の特徴として、「自慰」などの行動について、「発達要求」としてではなく、「問題行動」として把握する観点が残っているところである。

五つ目の特徴として、事例において典型的であるが、当時の軽度の知的しようがいのある女性たちとその性を「弱者」の性として把握して、こうした女性たちの救済を重点にしつつ、「性教育」を構想していた。

以下、こうした特徴を念頭に置きつつ、具体的に糸賀の言説を引きつつ、位置づけることにする。

5. 糸賀一雄の「優生手術」に対する考え方と「優生思想」に関連して

編集委員会の依頼の中で、論考中にある「優生手術」の記述について触れて欲しいということがあった。紙幅に限りがあるので全面的に展開できないが、ここで触れておきたい。そもそも優生思想とは、優生手術についてはなど、ていねいな検討が必要である。別途、単独でこのテーマで論考を作成中である。

田村和宏（2019）は、人間発達研究所の第34回の研究集会の報告の中で、近江学園での糸賀や岡崎や職員の考え方について、以下のように書いていた（当日配付資料）。

「まずもって、そこに優生思想というものは存在する余地もなかった」「また、社会防衛論というものでも決してなかった」「その子の固有の権利やしあわせを望んでいることがまずあった」としつつ、「むしろそこに存在していたのは『葛藤と苦渋の選択とやるせなさや申し訳なさ』ではなかったか」とまとめている。研究集会の中で、わたしは、「まずもって、そこに優生思想というものは存在する余地もなかった」に疑問を投げかけ、この点を深めるような議論をしてほしいと、はじめに発言をした。その時の議論では、「優生思想」の定義を提示しなかったこともあり、十分に深まったとは言えないが、基本的には、糸賀といえども「優生思想」の影響からは免れ得なかったという発言もあった。また、「当事者」の視点が弱いのではないかという発言もあった。現場の職員たちの参加もあり、過酷な労働条件の中での実践であるから、田村の研究の成果については、共感できるという意見もあった。

さて、論考の中では、「座談会」の要約をした上で、糸賀は、自身の考えを次のように書いている。

「遺伝の問題は純粹に科学的な問題領域であり、優生手術をした方がよいか悪いかという具体的な判断は、社会政策の問題であって、厳密な意味では両者を簡単に結合させたり混同したりしてはいけないことである。社会政策も極端にはすれば、戦前のドイツのナチのように、血の純血のために優生手術を強制されたり、無能力者として精神薄弱者をガス室で大量に殺戮するようなことがおこり得るのである。邪魔者は殺せという思想である。そういうことは二度とあってはならない。／社会政策として優生手術が考えられるためには、その根底に、人間の生命にたいする深い愛情とあくまでもその発達を保障しようという意志がこめられているのでなければならない。ひとたび形成された人間の生命にたいする無限の尊厳のもとにその発達を保障しようという考え方からは、人がようやく到達した思想の高みである。この思想は、時としては対立し矛盾する立場に立つ。しかしその緊張のなかでこそ中絶や優生手術は、深い反省ののちは正されていくのだともいえよう。／優生手術は、もし一般社会の道徳的レベルの向上がはかられないときは、かえって道徳的な退廃をまねくことさえ心配されるのである。妊娠しなくなつたということだけであって、性の問題を解決することではない」（pp.178-179）。

これが糸賀の比較的まとまっている優生手術に対する考え方である。前半部分は、科学の問題と社会政策の問題の区別とナチスドイツの優生政策に対する強い批判である。ここまででは、2016年に起きた「相模原殺傷事件」の加害者の思想と行動に対する批判としても十分に説得力がある内容となっている。中段は、糸賀の優生手術に対する考え方の核心部分である。現在

では、優生手術と中絶とは、分けて考えなければならない。しかしながら、機能しうがいを理由とする「選択的中絶」の問題は、「優生思想」と根深く関連している。同時に、女性の権利としての「中絶」の保障は、重要な成果でもある。

糸賀は、あざみ寮という50名の女子と生活をしている保母石野繁野（1962）の「優生手術」に対する考え方を引用しつつ、次のように書いている。

「特別な欠陥をもっているために自他ともに結婚はとてもだめだという場合をのぞいて、精神薄弱児も普通児と同じように、結婚は、それを目指にしてはげむ精神的な支えである。／——「大きくなったら、お嫁にいって、赤ちゃんが生まれる」／このことは、彼女たちにとっても、大きな夢なのです。そして、このことが、日常生活のなかで目に見えない大きな力となっているのです。／大人の、一方的な愛情と安心感のために、美しい夢をぶちこわすことは、あまりにもむざんな気がします。たとえ実現しないにしても、この夢を持たしつづけることは、この子たちの成長に大きなプラスになるのです——」（p.179）。

こここの部分、糸賀の引用の仕方は、「結婚」観に重点をおいているように読めるが、もとの石野の文章は、優生手術についての自身の考えを以下のように書いている。

「こういう子どもたちには、優生手術が必要であるという意見も多いようですが、わたしどもは子どもたちと生活するなかで、特別な場合以外は必要と認めません。／なぜ優生手術が必要であるのかというと、妊娠しないためということだけです。そのことよりもわれわれが心配するのは、男女の交渉を持つことによっておきる問題なのです。それは優生手術によって解決する問題ではないのです。手術をしたから妊娠

しないという安心感が、かえって管理・教育の上で大きなマイナスになる場合もあるということを考えておく必要があると思います。／「大きくなったら、お嫁にいって、赤ちゃんが生まれる」このことは、彼女たちにとっても、大きな夢なのです。そして、このことが、日常生活のなかで目に見えない大きな力となっているのです。／大人の、一方的な愛情と安心感のために、美しい夢をぶちこわすことは、あまりにもむざんな気がします。たとえ実現しないにしても、この夢を持たしつづけることは、この子たちの成長に大きなプラスになるのです。／以上、優生手術については、生理と関係ないことですぐ、なにか精神的な大きなつながりがあるように思います。そして初潮を見た時、いつしょに考えるべき大きな問題です」（pp.17-18）。

当時の世相や時代背景からすると、まっとうな見解である。さすがあざみ寮の職員というところか。「男女の交渉」の仕方、対等で平等な性的な人間関係の学習までは至っていない。それでも、「特別な場合以外は認めない」という姿勢は価値がある。どういう場合が「特別か」については触れられていないが、糸賀自身、生活の現場での本人たちとの交流や、こうした保育士たちとの対話を通して、「優生手術」に対する考え方を悩みつつも、確認していくことだろう。

関連して、『精神薄弱児施設運営要領』（1953）については、触れておかねばならない。この『運営要領』について、大塚晃（2019）は、「菅が、知的障害者の研究者として、1954（昭和28）年（ママ）、精神薄弱児運営要領の作成に中心的役割を果たす。この運営要領は、知的障害児支援の日本で最初の体系的なマニュアルである」（p.7）と書いている。菅修（1901～1978）が中心的役割を果たしていた。「1954（昭和28）年」は原文通り、国会

図書館のリファレンスでは、1953年発行となっている。現物も確認したが、1953年が正しい。

この『運営要領』は、広く「精神薄弱児施設」において配布され、職員たちも読み、実践の指針となっていた。けれども、ここには、以下のような「優生手術」についての記載があった。

「精神薄弱児はその大部分は子女を養育する能力がないので優生学的の意味を含めて必要によつては修正手術が望まれる。／優生手術は睾丸又は卵巢を摘出するのではなく、輸精管若しくは輸卵管を結んで精子又は卵子の通過を不能にして、妊娠を防ぐ方法であるから、ホルモンの分泌には一応は差支えないのであるが、あまりにも幼少の時に手術をすると、或いは精細胞の萎縮を来たし、二次的にホルモン分泌にも影響がありはしないかと云う懸念もあるので、出来得る限り成長して後に行われる方が安全ではある。只精神薄弱の中には色情の特に早く發して自他に危険もあり、實際上困ることもあるので、この様な場合には年齢にかまわず手術をするのも止むを得ないであろう。 尚優生手術を実施するについての法令手続等については優生保護法の規定によらなければならないことはもちろんである」(pp.172-173)。

糸賀がこの『運営要領』の作成に具体的にどのように関わっていたかは明らかではない。そして、この『運営要領』をどのように受けとめたのかについても同様に明らかではない。1953年3月、中央児童福祉審議会臨時委員（55年8月まで）に就任している。ちょうど、この『運営要領』が出された時である。まだ、議事録にもあたっていないので不明な点が多い。先行研究のレビューで触れたように、蜂谷俊隆（2005）では、糸賀の「精神薄弱児育成会の結成と優生思想」について検討をしている。この

中で、育成会の1952年の結成大会において、議長を務め、理事にも就任していることは触れているが、日本精神薄弱者愛護協会との関係については触れていない。日本精神薄弱者愛護協会（1984）『愛護五十年の歩み』には、「第2章 児童福祉法の制定と協会の再建（昭和22年～28年）」「三 精神薄弱児施設の増加と『精神薄弱児施設運営要領』の作成」の節があり、次のような記述がある。

「精神薄弱児施設は児童福祉法制定時の社会的、経済的状況に直面しながらも親の会の運動や関係者の努力によってその必要性が次第に認識されてその数が増加し、各都道府県において公立の精神薄弱児施設を設置する機運が年毎に高まってきた。／しかし当時精神薄弱児施設の設備および運営については児童福祉施設最低基準のほかに拠るべき具体的基準がなく施設の開設に当って多くの未解決の問題をかかえて今後の運営に支障をきたすおそれがでてきた。／このため厚生省に対して精神薄弱児施設の目的および対象児童の範囲や職員の資格、施設の整備、運営形態あるいは処遇目標などの具体的指針を示してほしいという要望が各方面から寄せられるようになった。／このためわが国精神薄弱児施設の基盤の確立と職員の資質の向上並びに処遇技術の向上を図り、もってわが国精神薄弱児保護事業の進展に寄与することを目的として、児童局養護課が中心となり、神奈川県立ひばりが丘学園園長菅修や滋賀県立近江学園園長糸賀一雄、その他の関係者の意見をとりまとめ昭和二八年三月『精神薄弱児施設運営要領』を作成した。／この運営要領は精神薄弱児施設運営上の具体的かつ系統的な指針として施設関係者に広く利用された」(pp.73-74)。

糸賀はどの程度かは推測できないが、菅とともにこの『運営要領』の作成に中心的に関わっていたことは確認できる。後に述べる冒頭の

「優生手術」の箇所や先に引用した「優生手術」の箇所について、少なくとも糸賀は承認をしていた。このことは、確認しておく必要がある。

6. 「結婚」に対する考え方

糸賀の結婚に関する考え方は、男性と女性では、異なる。当時のジェンダーロール（性別役割分業）の影響からは脱していられない。

「男の子ばかりの精神簿弱児施設の信楽学園やその隣接の青年寮では、学園や寮の生活から通いの就職にかわったとたんに、その子は長髪がゆるされ、腕時計をもつことがゆるされることになっている。このような「けじめ」の訓練をとおして結婚という問題もとりあげられる。妻をやしなうこともできない人間は結婚する資格がないのである。いまいっしうけんめいはたらいていても、まだ月にそのくらいの収入ではとてもまだ結婚などを考えることはできるものではない。結婚はお互いの目標であるが、それには条件があるので、その条件がみたされるまではだめなのである。このように結婚という目標を許容しながら、いっぽうきびしい条件の前に立たされることは、比較的理理解しやすいことであるので、本人もなっとくがいく。あざみ寮の場合と同じように、信楽学園や青年寮の若者たちは、ひたむきに結婚の条件をみたすために働いている者もある。そして事実、その条件をみたして、めでたく結婚の栄冠をかち得た事例もあるので、この条件設定は夢ものがたりではない。濃厚な現実感をいだかせるものであったのである」(p.179)。

糸賀の男性の「結婚」観は、「けじめ」と「条件」の「結婚」観である。性別役割分業意識（ジェンダー）が強固である。「妻をやしなうこともできない人間は結婚する資格がない」の一文によく表現されている。「条件」という

のは、就労して稼ぐということに尽きる。ここでの「結婚」というのは、生計を共にする制度としての「結婚」である。性交を含む親密な関係である性愛や子どもをつくり、もつことにまで触れていない。優しく女性と親密な性愛関係がもてるような男性を育てるという意識はなかった。

女性については、冒頭の四つの事例がすべて女性である。「精神薄弱の女性の事例ばかりをとりあげてみた。事情はそれぞれちがうけれども、八重子をのぞいていずれも共通していることは、結婚にまで辿りついたということである。八重子が結婚しているかどうかは、いまだにわたしたちにはわからない。しかし彼女ももしかれか意気投合するひとをみつけて同棲するようなことになれば、きっと安定すると思われる」(p.177)とあるように、女性の性欲の満足も含め安定した親密な関係をもつことができる結婚については、肯定的であった。

『近江学園年報』第11号（1965）には、「結婚相談ケース」の報告がある。1965年の男子6件、女子8件の計14件の事例報告とそのまとめが掲載されている。「ケース・バイ・ケースで一概にはいえない」と断りつつ、次のようなまとめをしている。

「i この人たちの結婚問題を特異なケースとしてあいかう（ママ「あつかう」の誤植）のはきわめて不自然である。また、興味本位にとりあつかうことも危険であるし、本能とか、性欲に結びつけて考えることもさけなければならない。／ii われわれは、この人たちがかって精神薄弱であったということを追求することには何の興味もない。この人たちが、成人として自立し、どういう社会的自覚をもつようになったかというプロセスが問題であると思う。ここに指導や教育や福祉がかかわるのである。／iii この人たちが、就職したり、結婚するにして

も、いわゆる低分化層に埋没して低迷することは、眞の意味でのリハビリテーションといえるかどうか。この人たちの将来に生活全体の保障がいきわたり、そこからにじみでてくる社会的自覚が結婚生活を支えるものであってほしいのである。／vi（ママ「iv」の誤植）優生手術には慎重でありたい。／今後はこの人たちの結婚相談は年とともに多くなることであろう。そういう時にこの人たちの結婚問題に対する受けとめをする構えをわれわれは用意しておかねばならない」（pp.523-524）。

7. 「自慰」「月経」に対する考え方

（1）「自慰」に関して

糸賀は、「精神薄弱と結婚」の最後の段落において、「比較的知能程度が高い」青年たちは「結婚」という現実はあるが、「一麦寮や落穂寮」で生活する「ぐんと知的程度がおちて、しかも年令はちょうどもりあがるような連中」について、このように書いている。「一麦寮では五〇名のほとんど全員がマスターべーションをやっており、それでもむんむんするようなもだえがはけ口をみつけたことになっている」（p.180）と、全面的に肯定的な表現ではないが、それでも否定的な書きぶりでもない。

別のところでは、「マスターべーションは普通児にもあることであり、それを罪悪視したり、おとなになってからの弊害を強調したりすることのほうがそれ自体の弊害より大きいということは、今日の常識である。レオ・カンナーもいっているように、「今日のマスターべーションに関するまちがった考えは、両親ばかりでなく、学校の先生や社会事業家や医師たちの心からもとり除かねばならぬ」のである^(注5)」（p.180）ともある。

糸賀の「性教育」論では、文中でも、注の中でも、Leo Kanner の CHILD PSYCHIATRY

の第3版を参考にしている（注3、注5、注7、注8）。特に、第39章の性行動の諸問題（XXXIX Problem of Sexual Behavior pp.578-594）のところを読みながら、論じている。

以下、書誌学的に、Child psychiatry の初版は、1935年、以降、第4版（1972）まで、日本語訳は、黒丸正四郎、牧田清志により『児童精神医学』として、1964年1月に医学書院から出版されている。この訳に使用されたのは、原著第3版である。したがって、糸賀は、「性教育」論を執筆の際に、原著のみならず、この訳書も、所持していた可能性がある。日本では、1974年に同じ訳者により、原書第4版が『カナー児童精神医学』として、医学書院から出版されている。この時には、「性行動の諸問題」の章は、第41章となっている。ちなみに、内容には大幅な変更はなかった。カナーの原著については、田中昌人たちが「土曜会」で読んでいた。時折、糸賀も参加していた（中村隆一 2019）。中村によると原書は、輪読会のためにバラバラにされた状態で田中の段ボール箱から発見されている。糸賀の書庫にはなかった理由も推測できる。

一方、女性の自慰に関しては、次のように書いている。「ずいぶんはげしい病的と見られてもよいようなマスターべーションの耽溺を精神薄弱児のなかに見ることがある。／ふじ子の事例がそれであった^(注6)。／こうした強度の耽溺がどこからくるのか、その原因がしりたかったのであるけれど、これといって分析追求することもできないまま、われわれははげしい現象にふりまわされてしまうばかりであった。信頼し愛しきっていた母親に死にわかつて、父親やほかの兄姉たちのひややかな無関心が、彼女の心をひどくむしばんだことはよそ目にもそれと知れたが、それが直接にせよ間接にせよ、

彼女の性的な異常行動の原因であるといい切ることははばかられた。ふじ子は近江学園からあざみ寮にうつり、しばらくは平静を保ったが、またしてもひどい耽溺におちいり、しばらく家にひきとられたのち、そこにも落ちつけないまま、いまはある婦人更生寮に収容されている。そこでも異常な性行動が周囲を悩ませているということであった。／性的な問題行動は、ふじ子のように「手」や「道具」たとえば枕やヘヤピンなどのようなものをつかったはげしい自慰が、白昼でもひと目もかまわずに行われるという非社会性が多く見られるが、それは自分ひとりで耽溺するのであって、相手を必要とするのではない。よく言われているように、その動機は、子どもの頃の木登りや着物が局部にこすれたことによる快感などから、もっと心の深層にたずねることができるかもしれない。性そのものがフロイドもいっているように「思春期になって突然あらわれてくるものではない」という面をもっているからである」(pp.180-181)。

(注6)には、「糸賀一雄著「精薄児の実態と課題」とある。正確には、糸賀一雄(1956)『精薄児の実態と課題』関書院のことである。この著作は、著作集には収録されていない。238頁の「单著」である。形式上、糸賀の「单著」となっているが、内容は、そうではない。糸賀の「まえがき」にはこうある。「本書はその性質上、近江学園研究部の編としたかったのであるが、書店の意見もあって私の編著とした」(p.5)と、ここでは「編著」となっているが、奥付や扉は「著」となっている。こうした点に無頓着な時代であったようだ。

(2) 「月経」について

糸賀は、月経の指導について、具体的にこう書いている。

「特に女性の場合は、月毎の生理の処理という面倒なつとめがある。／初潮がショックでは

なく、発展的に、女としての希望とよろこびにみちてうけとめれるようにするには、初潮を迎えるまでの生活において、母親かまたはそれに代る姉や保母のきめこまやかな指導が必要である。「生理」が女性の人格形成にとって占める割合は大きい。人みな生理がないことからくる劣等感が指摘されているのもわかる^(注10)。月毎の生理の処理についても、具体的な指導が必要である。指導の方法は精神遅滞の程度によって異なることはいうまでもない。／近江学園の十七、八才から二十才以上にわたる年長女子ばかり九人の白痴級のクラスで、節子と順子は「生理」のことがまったくわからない。完全な介護が必要である。定子は少しわかっているが、自分で手当ができない。全員が衛生的な観念がわからないのである。しかしあくとも、形ばかりでも、バンドの使用方法はしつけておかなければならぬというのが保母の悩みであった。施設での生活では重度の白痴級になると、排便指導も大きな教育課題である。保母は便所までつきそって、具体的な指導をする。排便のあと紙の使い方まで、同じことをいつもくり返して指導するのである。そのたびに大便の形や色もみておく。しかしこういう施設の生活に馴れてしまうと、戸をしめて排便することができなくなるおそれがある。デパートでも駅でもどこでも戸を開けたまま用を足すようになったらいいへんである。生理の処理もそれだけの社会性を考慮しておかねばならないが、はずかしさを知らぬ白痴の女の子たちに、たったこれだけでも、自発的にできることを期待するのは、とてもむずかしいことなのである」(傍点は糸賀) (pp.183-184)。

「処理という面倒なつとめ」というようないささか古めかしい言葉使いもあるが、この当時、「月経」についてこれだけのことをこのように語ることができる男性の指導者は、どれほ

どいたのだろうか。このことだけでも、糸賀の「性教育」論考は、当時の価値観からすると、評価をしてよいと思う。当時の「保母」である女性職員とも、知的しがいのある少女たちの月経の手当も含めた「指導」について、日頃からよくよく話し合っていなければ、こう書けるものではないからだ。特に、重度の子どもたちの「はずかしさ」の認識の困難さも含め、短い紙幅の中で、よく書けていると思う。

田中ひかる（2006）は、戦後も〈血の穢れ〉を理由に、月経を不浄と見なす考え方、残っていったとしており、「男性たちにとって、生理用品のことなどは所詮他人事であり、女性たち自身も生理用品について積極的に関わったり、発言したりすることは、恥ずかしいと考える向きがあった」（p.27）と書いている。この時代に、糸賀もこうした「月経」觀からはまったく無縁だったとは思えないが、ここまで書けていることは、評価したい。

「バンドの使用方法」と糸賀が書いているので、糸賀は、1961年以前の知識で、この原稿を書いていた可能性がある。生理用品としてのナプキンが当時の「精神薄弱児施設」にどのように普及をしていったのかについては、これもきちんと調べてみないといけない。

田中ひかる（2006）によると、27歳の主婦坂井泰子さんによりアンネ社が設立され、アンネナプキンが世に出されたのは、1961年のことであった。

8. 「生活指導」としての「性教育」

「四 生活指導における性」の冒頭は、「家庭や学校や施設で、正しい生活指導がなされるのは、すでに性教育がとりあげられていることにほかならない」（p.182）で始まっている。この一文を正確に読み取るのはむずかしいが、糸賀は、「性教育とは正しい生活指導のこと」であ

ると考えていたと思われる。わたくし自身は、この当時、よく使用されていた「正しい」という言葉の使い方は、「正しい」とは考えていない。どちらかといえば、「科学的」と同様に吟味が必要な形容詞として、わたしの中では位置づけている概念である。

次に、糸賀は、この一文に続けて、J.M.G. イタールが書いた『アヴェロンの野生児』からヴィクトールの事例を取り上げて、考察している。糸賀は、このように書いている。

「いまから一六〇年余り前に、フランスのアヴェロン県のコヌの森でつかまつた十一、二才ぐらいの野生児ヴィクトールを、イタールが五年間教育して、人間形成のすばらしい成果をおさめた話は有名である。イタールのこの努力にもかかわらず、思春期になったヴィクトールは、その身内をかけめぐる性の疾風怒濤におしながされて、ひどく自虐的になつたり、だれのいうこともきかなくなる。さすがのイタールも教育を放棄せざるを得なかった。この事例は、幼少の頃を人間社会で育てられなかつた不幸なヴィクトールが、思春期の性のもだえを社会的にコントロールする方法も技術もまったく身につけていなかつたことを示すものである。人間の子どもは小さい時から親のしかたをまねて、人間らしい感情の表出の訓練をつみかさねるのである。性的な情緒もこの訓練によってある程度コントロールされる。アヴェロンの野生児は極端にこの制御の能力がなかつたけれど、精神薄弱児の場合も放置すれば、それに近い状態になつてしまふ。感情の表現がはなはだぎこちない、いわゆる硬さである。生活指導は日常の生活のなかに、規則性を確立したり、それへの順応を求めるだけではなく、感情生活を豊かにする努力と配慮で貫かれていかなければならぬことである。男女共学のフォークダンスなどは、性の健全な放散として、避雷針のような役割を

果たさせる。身体がくたくたになるほどのスポーツや労働は健全な性の放散に役立つといわれる。 極端な事例をのぞいて、一般にはそうかもしない。男子寮における女子職員の役割、女子寮における男子職員の役割なども、教育的配慮をもってすれば、健全な性感情の指導という点から高く評価されるのである」(pp.182-183)。

糸賀は、イタールの『アヴェロンの野生児』のどこの部分をこのように読み、解釈して、意味づけたのだろうか。糸賀が読んだ本は、「古武彌生訳、牧書店、1961年第6版」である。日本で『アヴェロン野生児』が出版されたのは、1952年。そして、糸賀がこの原稿を書いたのは、1965年。奥付の増刷から、この本は、当時のしょうがい児教育や社会福祉に携わる人たちには、かなりよく読まれていたと思われる。どのように読まれたかは、このこと自体、研究のテーマになりうる。また、糸賀の日記や著作や講演などの他の記録の中で、どのように読んだのかを確認することも、大切な作業であろう。とりあえず、ここでは、おそらくこの部分であろうということを推測しつつ、考察を深める。糸賀の蔵書について、2019年8月26日に「不問庵」で確認した。「古武彌生訳、牧書店、1961年第6版」を見つけることができた。糸賀は、古武の解説の「性に関する部分」に線を引いていた。

最後に糸賀の「性教育」論考の特徴である「性教育」を「生活指導」として把握しようとしていたところを示す箇所を引用しておこう。

「精神薄弱児の性教育は、ことさら性を意識させるようなしかたでなく、幼少の頃からあたりまえの生活習慣として行われるといふことがたいせつだ」ということを裏づけてもいるのである。それとともに、徹底的に、精神薄弱児をまるめるために、環境を浄化しなければならない」

(pp.181-182)。

そして、「精神薄弱の男女にとって、思春期に達した時に、何か没頭できる仕事があるということは、何よりも幸福である。どんな仕事でもよい。その仕事に打ち込んでいけるということ、その仕事で自分が社会的に認められていると感じることができるということ、その自信と誇りが、彼らを健全なおとなに育てていく。性の教育は、はやすくからの生活指導と職業指導の一貫したいとなみのなかで、特異なこととしてではなく、極めてあたりまえのこととしてとりあげなければならない」(p.184)。

この論考の冒頭の糸賀が引用した「職業指導を表街道とすれば、精薄児の思春期をどう指導するかという問題は、裏街道といえる」の発想のまま締めくくられる。「すり替え」の議論でもある。現在では、「性と生の学習」は、「特異なこと」ではなく、「おとな」になるためには、誰にとっても必要不可欠な学びとして、権利として保障されなければならないこととなっている。「健全なおとな」に育てていくという発想ではなく、リプロダクティブ・ヘルツ・ライツとして、人生におけるからだとこころの主人公になりゆくため必要不可欠な学びであることが国際的にも確認されている。「はやすくから」という視点は重要だが、それは決して「生活指導と職業指導の一貫したいとなみ」の中で取り上げられるものではなく、誰にとっても「大切な学び」として、あたりまえに、取り上げられなければならない。

前提には、疑問を感じるが、「性の教育」を行うことへの積極性は評価できる。「寝た子を起こす」論よりは進んでいる。けれども、どのような理念と内容と方法かという点では、具体的ではない。男子の自慰指導については明らかではなく、女子の月経指導を中心に、古い意味での「生活指導」の一貫としての「教育」論に

なっている。

こうした課題はありつつも、「性教育」を正面から取り上げたこと、「問題行動」に対して、環境要因を強く指摘したところなど、当時の他の論者たちの言説と比較すると、糸賀の良心的な捉え方がよく理解できる。それは、近江学園を中心としたあざみ寮などを含む職員集団として当時の「精神薄弱」観に対して、実践の中で培われてきつつあった「発達保障」の思想の萌芽が、「優生思想」に強く影響されることなく、糸賀の性と生の思想を培ったからであろう。この論者が1965年に出版されたことは、知的しようがいのある子どもたち、青年たちの日本における「性教育」の歴史を振り返ってみても、画期的なことである。

(きまた かずみ)

文献

- 石原繁野（1962）「女子の生理の指導について」
『手をつなぐ親たち』第75巻, pp.14-18
イタール J.M.G (1961) 『アヴェロンの野生児』
古武彌生訳、牧書店、第6版
糸賀一雄（1956）『精薄児の実態と課題』関書院
糸賀一雄編集発行（1965）「結婚相談ケース」
『近江学園年報』第11号, pp.520-525
糸賀一雄著作集刊行会（1983）『糸賀一雄著作集
III』日本放送出版協会
大井清吉・河東田博（1976）「精神薄弱児の性教
育に関する一考察（1）—性教育に関する文
献について」『日本特殊教育学会第144回大会
発表論文集』pp.246-247

- 大塚晃（2019）「わが国における知的障害施設体系
の形成と『治療教育学』が果たした役割」『上
智大学社会福祉研究』第43号, pp.1-9
カナー L. (1964) 『児童精神医学』黒丸正四郎・
牧田清志訳 医学書院
厚生省児童局編纂（1953）『精神薄弱児施設運営
要領』日本児童福祉協会
児嶋芳郎（1995）『障害児に対する性教育—その
変遷と現状』奈良教育大学大学院教育学研究
科平成7年度修士論文
児嶋芳郎（2006）「日本の障害児に対する性教育
の歴史」『人間発達と性を育む』“人間と性”
教育研究協議会編、大月書店, pp.32-41
児嶋芳郎（2012）『知的障害児の性教育の在り方
に関する実証的研究』（東京学芸大学大学院連
合学校教育学研究科埼玉大学博士論文）
小幡将太（2019）「障がい児・者 実践 自慰が
できるようになろう～バーチャルリアリティ
を通して一人ひとりが主人公に～」『季刊セク
シュアリティ』93, pp.106-113
嶋村伸子（2020）「旧優生保護法に基づく強制避
妊手術を考える—戦後の障害児施設の生活実
態と課題も含めて（第34回研究集会報告）
—」『人間発達研究所通信』No.160, pp.1-3
田中ひかる（2006）『月経をアンネと呼んだ頃』
ユック舎
中村隆一（2019）「カナー『児童精神医学』の翻
訳過程」『甘露一滴』No.12, 人間発達研究所,
pp.5-7
蜂谷俊隆（2015）『糸賀一雄の研究』関西学院大
学出版会
吉田良恵（2019）「そうなんや、ぼくらのからだ
はミラクルボディ」『障害者問題研究』46 -
4, 全国障害者問題研究会出版部, pp.58-65
Kanner L. (1957) Child psychiatry 3rd ed.
Thomas